

6月は 児童手当・特例給付の支払月です

福祉児童課 内線 227

児童手当・特例給付の支払いは、2月、6月、10月の年3回です。
6月は支払月のため、金融機関で振り込みを確認してください。



▼支払日 6月10日(水)

▼支払対象月 令和2年2月～令和2年5月分

▼手当月額 **児童手当**

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 10,000円
	第3子以降 15,000円
中学生	10,000円

特例給付 (所得制限限度額を超える方) 一律 5,000円

◆児童手当制度の手続きはお済みですか

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する目的から、中学校修了までの児童を養育する方に支給されます。ただし前年(1月～5月までは前々年)の所得が所得制限限度額を上回る方は、特例給付を支給します。

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには「認定請求書」の提出が必要です。(公務員の場合は勤務先)

※「認定請求書」を提出し、認定を受けなければ児童手当を受ける権利が発生しません。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

◆児童手当の現況届の提出をお忘れなく

児童手当(特例給付)を受給されている方は、現況届(6月1日における監護状況等を記載)の提出をお願いします。これを忘れると、たとえ受給の資格があっても6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期間 6月1日(月)～6月30日(火)(ただし土・日曜日は除く)
午前8時30分～午後5時15分
※6月3日(水)・17日(水)は午後7時まで受付を行います。

▼提出方法 福祉児童課窓口または、郵送(6月30日(火)必着)

▼現況届の用紙 本年5月現在の受給者には、6月1日以降郵送します。

▼添付書類 ・厚生年金等に加入されている方(国民健康保険加入者を除く)は、健康保険証の写し
・配偶者が公務員の方については、「児童手当不支給証明書」の提出をお願いします。